

IASB 公開草案「IAS 第 37 号における負債の測定」に対するコメント

2010 年 5 月 19 日
企業会計基準委員会

我々は、負債プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の長期にわたる努力に敬意を表するとともに、公開草案「IAS 第 37 号における負債の測定」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

IASB は本公開草案において、質問の対象を限定している。しかし、我々は、蓋然性要件の削除及び期待値による測定は本公開草案における質問と密接に関連する重要な論点と考えている。したがって、質問へのコメントに先立ち、我々の意見を述べておきたい。

蓋然性要件の削除及び期待値による測定

コメントの要旨：

1. 蓋然性要件を削除して期待値による測定のみを要求することに反対する。我々は、負債認識における蓋然性要件の必要性や、最頻値による測定の方が適切な債務もあること等から、最頻値による測定と期待値による測定の併用を認める現行の IAS 第 37 号の取扱いを、ワーキングドラフトのように変更することは、財務情報の質の改善にはつながらないとする。よって、現行 IAS 第 37 号の取扱いを維持する方が適切である。
2. 現行の IAS 第 37 号の取扱いは、債務の性質ごとに、引当金が母集団の大きい項目に関係する場合は期待値による測定が適切とされている一方（IAS 第 37 号第 39 項）、一部の場合を除く単一の債務には最頻値による測定が適切とされている（IAS 第 37 号第 40 項）。ところが、本公開草案は、蓋然性要件を削除し、債務の性質を無視して、一律に期待値による測定のみを要求する。したがって、訴訟債務のような個々の案件ごとに性質・内容が異なる単一の債務にも、期待値による測定が要求される。
このような本公開草案の適用には、以下のように、期待値による測定に関連した問題（第 4 項から第 5 項）及び蓋然性要件の削除に関連した問題（第 6 項から第 8 項）がある。
3. 本公開草案 B3 項が要求するように、期待値を測定する場合、起こり得る結果とその生起確率が分かっていることが前提となる。しかし、現実には、単一の債務の起こり得る結果とその確率分布の見積りは非常に困難である場合が多い。このような債務について、無理に仮想的な分布を予測して期待値を算定しても、測定結果が恣意的になることは免れないため、その信頼性が確保されず、財務情報の質の改善に何ら貢献

しない懸念がある。

4. 仮に、起こり得る結果とその確率が既知であるとしても、期待値が最頻値よりも有用であるとは考えにくい場合がある。例えば、非常に高い確率（例えば 95%）で一定の流出（例えば 100）が予想される一方、可能性は非常に低い（例えば 5%）が当該金額よりはるかに大きな流出（例えば 100,000）も起こり得ると経営者が判断している場合、最頻値であれば最も起こり得る流出額 100 で測定されるのに対し、期待値では 5,095 と測定される。現実のシナリオとしては、100 の流出が生じると考えられるにもかかわらず、それとはかけ離れた 5,095 を財務情報として提供したのでは、将来キャッシュ・フローを予測する有用な情報を提供しないことにもなり、かえって財務諸表利用者の意思決定を誤導するおそれがある。
5. 蓋然性要件を削除した場合には、資源の流出の可能性が低い債務も認識することが求められる。しかし、流出の可能性が低い場合ほど、起こり得る結果とその生起確率を信頼性をもって見積めることは困難となることが多い。蓋然性要件は、このような負債が認識されることを制限することにより、測定の信頼性の確保に役立っていると考えられる。
6. 一方、ワーキングドラフト第 13 項から第 15 項では、企業自身や他の企業の経験、専門家の意見等の入手可能なすべての証拠により債務が存在するかどうかを判断するとされている。このようなガイダンスは、流出の可能性が一定水準に満たない債務を認識しないこととなり、蓋然性要件と類似の効果を有するものと考えられる。しかし、蓋然性要件に比べて、必ずしも負債の認識の要否に関する判断の客観性を高めるものとは言えず、現行の取扱いの改善にはなっていないと考える。
7. また、2010 年 4 月 7 日に IASB が公表したスタッフ・ペーパー「訴訟により生じる負債の認識」によれば、蓋然性要件がなくても、正当な請求がなければ債務は存在しないとし、訴訟の存在がすべて負債の認識につながるわけではないとしている。しかし、負債の存否の判断は、実質上、蓋然性の判断と同じであり、当該要件を削除することによって、かえって負債の認識要件が曖昧になるという懸念がある。

質問 1 全体的な要求事項

第 36A 項から第 36F 項で提案されている測定の定めを支持するか。支持しない場合、どの項に反対なのか、また、その理由は何か。

当初測定

回答の要旨：

8. 第 36A 項の測定目的を支持しない。財務諸表利用者にとって、将来キャッシュ・フローの予測に有用な情報提供をするためには、基準案の対象となる負債の測定は、最終的に債務を決済するために要する流出の見積りの現在価値とすべきである。よって、

第 36A 項は、「報告期間の末日に」を削除し、第 36B 項(a)の「債務を履行するために要する資源の現在価値」は、価値でなくコストにより測定すべきである。

9. 債務の内容が金銭支払の義務である場合には、資源の流出をキャッシュ・フローで測定しても、価値で測定しても測定値は同じであるが、サービスを引受ける義務である場合には両者の測定値は異なる。企業には、サービス引受けの義務を履行する際に、サービスを他者に引き受けてもらうか、自らサービスを引き受けるかの選択肢があり、経営者は合理的にいずれか有利な方を選択するはずである。将来キャッシュ・フローの予測の観点からは、このような価値最大化行動を前提にした経営者の意図を測定に反映すべきである。
10. 上記の考え方による測定は、減損資産を使用価値と売却費用控除後の公正価値のいずれか高い方で測定する IAS 第 36 号と整合的である。すなわち、債務を履行するためのコストの現在価値（使用価値のミラーイメージ）と現時点で解約又は第三者への移転を行うために支払うべき金額（売却費用控除後の公正価値のミラーイメージ）のいずれか低い方の金額によって負債を測定することになる。これら 2 つの金額は、いずれも「最終的に債務を決済するために要する流出の見積りの現在価値」として説明できる。
11. これに対し、公開草案 B8 項は、サービス引受の債務を、自らに代わってサービスを引き受けてもらうための金額で測定することを求めているため、本公開草案の全体としての考え方は、減損資産について使用価値を考慮せずに公正価値で測定するという考え方に相当するものとなっている。BC10 項(b)では、本公開草案の測定目的は IAS 第 36 号と整合的であると述べているが、上記のように、我々の提案する測定目的の方が、企業の価値最大化行動を反映するという IAS 第 36 号の考え方と整合的であり、負債の測定目的としてもより適切であると考ええる。
12. また、B8 項は、サービスを企業が第三者より安く履行することが予想される場合、それにより第三者にサービス履行を依頼する場合よりも支出を削減できる可能性を考慮しない結果となるが、これは、第 36A 項の「合理的」という用語が「最も低い」という概念を意味するとしていること（BC10 項(a)）と整合しておらず、過大な費用の認識となる。

事後測定

13. 第 36E 項を支持しない。これに従い測定すると、貨幣の時間価値を考慮する場合の割引率は、毎報告期間の末日の割引率に修正される。しかし、非金融負債の場合、金利変動があっても将来の流出額の予想に変化がなく、途中で負債の決済が行われることがない場合が多いと考えられるため、割引率は、当初測定時の割引率で固定する（満期保有投資に償却原価法を適用するのと同様の考え方により、このような負債は償却

原価法により測定する) のが妥当と考える。

リスクの反映

14. 第 36B 項が参照する付録 B に関して、リスクの反映についてもコメントする。

B15 項から B17 項で示されているリスク調整については、企業のリスク回避型の選好を前提にすれば、測定において考慮すべきものであることに同意する。しかし、実務的には困難であることを指摘しておきたい。設例で示されている 5%を加算する方法も恣意的であり、本公開草案では、具体的なリスク調整方法を示していないため、実務上の適用について懸念がある。

15. また、本公開草案では信用リスクの取扱いが明示されていないが、2009 年に公表されたディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」（以下、「DP」という。）に対するコメントの検討を踏まえて、信用リスクの取扱いを明確化すべきである。我々は、同 DP へのコメントでも述べたとおり、IAS 第 37 号の範囲に含まれる負債の測定には信用リスクを反映すべきではないと考えている。

質問 2 サービスを引き受けることにより履行される義務

IAS 第 37 号の範囲に含まれる義務の一部は、将来においてサービスを引き受けることにより履行される。付録 B の B8 項では、このような義務を履行するために要する将来の流出を企業がどのように測定すべきかを明示している。同項は、関連する流出は、自らに代わってサービスを引き受けてもらうために、企業が契約相手に将来の時点で合理的に支払う金額であると提案している。

B8 項の提案を支持するか。支持しない場合、その理由は何か。

16. B8 項の提案を支持しない。質問 1 へのコメントのとおり、財務諸表利用者にとって、将来キャッシュ・フローの予測に有用な情報提供をするための債務の測定は、最終的に債務を決済するために要する流出の見積りを基礎とするべきである。質問 1 でコメントした我々が適切と考える測定目的によれば、第 36B 項(a)の「債務を履行するために要する資源の現在価値」は、価値でなくコストにより測定され、自社の利益マージンは含まれないことになる。
17. サービスを引き受けることにより履行される債務の履行方法は、(a)第三者にサービスの実行を依頼する場合、及び、(b)企業が自らサービスを実行する場合がある。第三者にサービスの実行を依頼する場合は、第三者から請求される金額の見積額が、企業が負担すると予想されるコスト（将来の流出）であり、その中には当該第三者のマージンが含まれている。しかし、企業が自らサービスを履行する場合は、B8 項に従えば、企業が負担すると予想されるコスト（将来の流出）に、自らの利益マージンを加えることになってしまうため不適切である。

18. 我々が適切と考える測定目的と整合するように、B8 項は、資源の流出の見積りが企業の負担すると予想するコストによって測定されるよう修正することを提案する。現在の B8 項(a)及び(b)は、市場の有無で区分しているが、市場があっても企業が自らサービスを実行する場合もあり得る。そのため、第三者にサービス実行を依頼する場合の予想コストは、サービスを実行してもらうために企業が契約相手に支払う価格となり、企業が自らサービスを実行する場合は、企業が負担すると予想される内部コストを見積ることとなり、利益マージンは含まれない。

質問 3 不利な契約及び保険契約についての例外

付録 B の B9 項は、IAS 第 18 号「収益」又は IFRS 第 4 号「保険契約」の範囲に含まれる取引から生じる不利な契約についての限定的な例外を提案している。関連する将来の流出は、自らに代わって契約上の義務を履行してもらうために契約相手に支払う金額ではなく、企業が契約上の義務を履行するために負担すると見込んでいるコストとなる。

この例外を支持するか。支持しない場合、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

19. 質問 2 へのコメントのとおり、我々は、IAS 第 37 号の対象となる負債の測定は、すべて、企業が契約上の義務を履行するために負担すると見込まれるコストによるべきであると考えている。したがって、ここで提案されている不利な契約の測定は妥当と考えるが、我々の代替案では、これは IAS 第 37 号の対象となる負債の測定の原則と一致することとなり、例外として取り扱う必要はない。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

企業会計基準委員会 委員長